第３　債権譲渡等の取扱い

１　本更生計画案提出日以降、更生計画認可決定日までに更生債権等の譲渡又は移転がなされた場合

更生債権等の権利の変更及び弁済については、当該更生債権等の譲渡又は移転（以下本第３において「譲渡等」という。）がなされる前の債権額を基準として行う。ただし、更生債権等の一部の譲渡等がなされたときにおける更生債権等の弁済については、当該更生債権等の譲渡等がなされる前の債権額を基準としてなされた権利変更後の更生債権等に係る弁済を、当該更生債権等の譲渡等がなされる前の債権者と後の債権者の有する債権額に按分して行う。

２　更生計画認可決定日後に更生債権等の譲渡等がなされた場合

更生債権等の弁済については、譲渡等の対象である権利変更後の更生債権等の内容に応じて行う。

第４　端数処理

第３節第２及び別紙２に定める弁済率の計算において小数点第３位以下の端数が生じる場合には、当該端数は、これを切り捨てるものとする。

また、第３節第２及び別紙２に定める個社弁済額、のれん弁済額及び一括弁済額並びに第４節第５に定める追加殖産承継債権額及び当該債権に対する弁済額の計算において１円未満の端数が生じる場合には、当該端数は、これを切り捨てるものとする。

第５　充当順序

更生債権者が本更生計画による弁済を受ける更生債権に、元本に加え、利息又は損害金（約定損害金を含む。以下本第５において同じ。）が含まれる場合には、当該更生債権に対する弁済の充当は、別に定めのない限り、元本、利息、損害金の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生時期の古いものから順次充当する。

第６　更生手続が終結した場合の取扱い

１　太陽殖産管財人に係る読替え

太陽殖産の更生手続の終結後は、本更生計画中、凡例を除き、「太陽殖産管財人」とあるのは、「太陽殖産」と読み替えるものとする。

２　裁判所の許可

更生会社の更生手続の終結後は、本更生計画中、当該更生会社につき裁判所の許可を得て行うものと定める行為については、裁判所の許可を得ずして行うものとする。

第５章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

第１　更生３社

１　更生債権等に係る弁済資金

更生３社の負担する権利変更による免除後の更生債権等（以下に掲げるものを除く。）の弁済資金は、更生３社の有する現預金及び合併後林原が受けるスポンサー出融資（２①の弁済に充てるものを除く。）をもってこれに充てる。

①　平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に弁済を行う人的保証更生債権の個社弁済額に相当する部分

②　未確定更生担保権相当更生債権

③　殖産承継債権及び殖産劣後債権

２　人的保証更生債権の個社弁済額に相当する部分に係る弁済資金

平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に弁済を行う人的保証更生債権のうち個社弁済額に相当する部分に係る弁済資金は、同日において更生会社の有する現預金の一部のほか、当該弁済を行う日の２金融機関営業日前までに、

①　林原が長瀬産業から金57億円の金員を借り入れ、

②　林原は、林原商事及び生化研に対して、それぞれが負担する人的保証更生債権の個社弁済額に応じた金額を上限として、①で借り入れた金員の一部を貸し付ける

ことによって、更生３社が取得する現金をもって、これに充てる。

３　未確定更生担保権相当更生債権並びに殖産承継債権及び殖産劣後債権に係る弁済資金

未確定更生担保権相当更生債権並びに殖産承継債権及び殖産劣後債権は、太陽殖産がこれらの債権に係る債務を引き受け、太陽殖産が有する資産の売買代金及び現預金並びに太陽殖産に本第一会社分割及び本第二会社分割により承継される資産の売買代金及び現預金をもって、これに充てるため、更生３社においてはこれらに対する弁済資金は調達しない。

第２　太陽殖産

以下に掲げる更生債権等の弁済資金は、太陽殖産が有する資産の売買代金及び現預金並びに本第一会社分割及び本第二会社分割により承継した資産の売買代金及び現預金をもって、これに充てる。

①　太陽殖産に対する更生債権等

②　第１の１②及び③に掲げる更生債権

第２節　予想超過収益金の使途

更生手続の終結までにおいて、本更生計画において予想された額を超える収益金が生じた場合には、本吸収合併前における更生３社においては、（太陽殖産が免責的債務引受けを行う）殖産劣後債権の弁済原資に充て、本吸収合併後における合併後林原においては、内部留保とするほか、借入金の弁済資金や剰余金の配当原資に充てるものとし、太陽殖産においては、殖産劣後債権への弁済原資に充てる。

第６章　共益債権・少額債権等の弁済（省略）

第７章　太陽殖産における株主の権利の変更等

第１節　更生会社による株式の取得及び消却

第１　株式の取得

太陽殖産は、以下のとおり、その株式を取得する。

①　取得する株式の数：48,000株（太陽殖産の発行済株式の全部）

②　①の株式を取得する日：平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日

第２　株式の消却

太陽殖産は、取得した株式のうち、47,999株を②の日に消却する。

第２節　資本金の額の減少

太陽殖産は、以下のとおり、資本金の額の減少を行う。

①　減少する資本金の額：24,000,000円

②　効力発生日：平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日

第３節　募集株式を引き受ける者の募集

太陽殖産は、以下のとおり、第１節で取得し、消却されなかった自己株式１株に係る募集株式を引き受ける者の募集を行う。当該募集株式は、太陽殖産管財人が定めた者に対して割り当てる。

①　募集株式の数：１株

②　募集株式の払込金額：１円

③　募集株式と引き換えにする金銭の払込期日：平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日

第４節　定款の変更

太陽殖産は、定款を別表37のとおり変更する。

定款変更の効力発生日は、第３節の募集株式に係る払込みが行われた日とする。

定款の主な変更点は、以下のとおりである。

①　本店所在地を岡山市から東京都港区に変更すること

②　株式につき株券を発行しないこととすること

③　取締役会非設置会社となること

④　事業年度を１月１日から12月31日までの１年間とすること

第５節　剰余金に係る措置

太陽殖産は、殖産劣後債権が存する限り、株主に対する剰余金の配当を行わない。